

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第9号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし ない。 (1)から(4)まで <省略> (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から <u>10月</u> までの間 にあっては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から <u>10月</u> までの間にあっては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程	(受給資格者) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者とし ない。 (1)から(4)まで <省略> (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から <u>7月</u> までの間 にあっては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から <u>7月</u> までの間にあっては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程

<p>度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの及びその者に現に扶養されている児童</p> <p>(6) <省略></p> <p>5 <省略></p>	<p>障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて政令第2条の4第2項に定める額以上であるもの及びその者に現に扶養されている児童</p> <p>(6) <省略></p> <p>5 <省略></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の受給資格については、なお従前の例による。
(瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(平成30年瀬戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年8月以後」を「平成31年11月以後」に、「同年7月以前」を「同年10月以前」に改める。